

庁名 さいたま地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合								
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟・少額訴訟	8	10	5	5	5	5	6000円	6000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※当事者1名増すごとに1,220円2組(合計2,440円)追加(内訳500円4枚、110円4枚) ※◎「現金納付・電子納付について」 できる限り現金納付・電子納付の方法によっていただくよう、ご協力をお願いします。訴状を郵送する場合には、後日、裁判所から、郵便料の納付に必要な書類を送付します。訴状を窓口を持参する場合には、訴状に押した認め印と、原告名義の預金通帳を持参してください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
	控訴(原審簡裁)	8	4	2	2	2	2	4800円	5000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※当事者1名増すごとに1,220円2組(合計2,440円)追加(内訳500円4枚、110円4枚) ※◎「現金納付・電子納付について」(通常訴訟備考欄)参照
	抗告(原審簡裁、相手方なし)	4	2	4		9	20	3000円	3000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※当事者1名増すごとに3,000円1組(左記組み合わせ) ※◎「現金納付・電子納付について」(通常訴訟備考欄)参照
民事調停	民事調停	4		8		5	10	3000円	3000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※当事者1名増すごとに1,500円1組追加(内訳500円2枚、100円4枚、10円10枚) ※◎「現金納付・電子納付について」(通常訴訟備考欄)参照
	特定調停			5			5	550円	1000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	※◎「現金納付・電子納付について」(通常訴訟備考欄)参照

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合									
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額			
支払督促	支払督促 (郵便切手額は50グラムまでの料金です。支払督促申立書の枚数が7枚を超えるときは、管轄裁判所にお問い合わせください。)	2		3				3	1330円	5000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。) ※現金、電子納付の場合には、仮執行宣言申立費用も含まれています。	※郵便切手の場合は、当事者1名ごとにはがき1枚、現金・電子納付する場合には、当事者1名ごとにはがき2枚を提出してください。 ※当事者1枚増すごとに1,220円1組追加(内訳 500円2枚、100円2枚、10円2枚) ※◎「現金納付・電子納付について」(通常訴訟備考欄)参照
	仮執行宣言 (郵便切手額は50グラムまでの料金です。支払督促申立書の枚数が7枚を超えるときは、管轄裁判所にお問い合わせください。)	2		3				3	1330円		※郵便切手の場合は、当事者1名ごとにはがき1枚を提出してください。 ※当事者1枚増すごとに1,220円1組追加(内訳 500円2枚、100円2枚、10円2枚)
その他	訴え提起前の和解			1		3	2		180円	3000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。) ※現金、電子納付の場合には、双方への和解調書正本送達費用も含まれています。	※双方へ和解調書正本の送達が必要な場合は、1,220円2組を追加(内訳、500円4枚、100円4枚、10円4枚) ※◎「現金納付・電子納付について」(通常訴訟備考欄)参照
	公示催告	4		4	2			12	2620円		